

大阪府環境審議会における部会について

環境審議会

温泉部会（運営要領について審議）

<審議事項> 温泉法の規定によりその権限に属された事項その他温泉行政に関し必要な事項

<決議事項> 温泉法第28条に定める事項について

水質測定計画部会（運営要領の改正について審議）

<審議事項> 水質汚濁防止法第16条第1項に定める水質測定計画の作成に関すること

<決議事項> 審議事項と同じ

野生生物部会（運営要領について審議）

<審議事項> 鳥獣保護法の規定によりその権限に属された事項その他野生生物の保護に関し必要な事項

<決議事項> 特定鳥獣に係る狩猟期間の延長（同法第14条第1項）及び特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の解除（同条第2項）について

水質規制部会

<審議事項> 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」第3条の規定に基づく排水基準、及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第50条第1項及び第51条第1項の規定に基づく排水基準（ほう素等3物質）について

地球温暖化・ヒートアイランド対策制度化検討部会

<審議事項> 地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について

廃自動車認定部会（設置及び運営要領について審議）

<審議事項> 「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」第7条第3項の廃自動車認定基準の変更、及び同条第5項の規定による廃自動車の認定

<決議事項> 審議事項と同じ

□ : 環境審議会条例第6条第1項に規定する常設部会

□ } : 環境審議会条例第6条第2項に規定する部会
□ }

温泉部会の概要

1 目的

知事が、温泉法第28条に定める温泉に係る許可、命令及び取消しなどの処分を行おうとする場合に、その妥当性について調査審議を行う。

なお、これまでは大阪府自然環境保全審議会の部会として開催されていた。

2 調査審議事項について

(1) 根拠法令（温泉法第28条）

都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第7条（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第9条第1項又は第10条第1項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

(2) 温泉法第28条に定める処分の内容

- ① 温泉掘削・増掘・動力装置（ポンプ等）の許可
- ② ①の許可の取消し又は必要な措置命令
- ③ 採取制限命令

(3) 平成15年度の部会開催実績

- ① 平成15年8月25日 温泉掘削許可8件 温泉動力装置許可4件
- ② 平成16年2月9日 温泉掘削許可4件 温泉動力装置許可4件

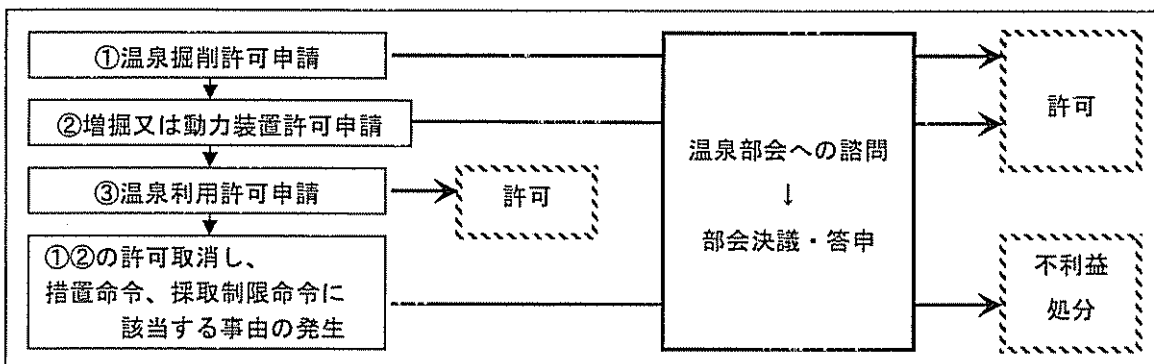
(4) 平成16年度の部会開催予定

通常、毎年度2回開催しており、6月末までの申請等については8月に、12月末までの申請等については2月に部会を開催し、調査審議している。

3 決議

大阪府環境審議会条例第6条第7項の規定により、本部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、決議できる事項については、運営要領において「温泉法第28条に定める事項について」と規定している。

(参考) 温泉法許可等に関するフロー図



大阪府環境審議会温泉部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する温泉部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

（組織）

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、専門委員及び幹事で組織する。

- 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 3人以内
- 二 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名
- 三 条例第7条に規定する幹事のうちから会長の指名するもの 2人以内

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

（会議）

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員、専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 幹事に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。

5 部会の決議は、温泉法第28条に定める事項について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。

6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

（必要事項）

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年 月 日から施行する。

水質測定計画部会の概要

1 目的

都道府県知事が水質汚濁防止法第16条第1項の規定により地方行政機関の長と協議して作成する公共用水域及び地下水の水質の測定計画（以下、「測定計画」という。）について、調査審議を行う。

2 公共用水域及び地下水の水質測定計画について

(1) 根拠法令

① 水質汚濁防止法第16条第1項

都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

② 水質汚濁防止法第21条第1項

都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

(2) 平成16年度の水質測定計画の内容

平成15年12月22日に開催された第4回水質測定計画部会に計画案を諮問し、当該部会による決議・答申を受けて、知事が作成。

① 公共用水域の水質測定計画

ア 水質測定点

河川：104河川、144地点（環境基準点94地点、準基準点50地点）

海域：大阪湾海域 22地点（環境基準点15地点、準基準点 7地点）

イ 底質測定点

河川：49地点

海域：15地点（12地点は水質測定的环境基準点と、2地点は準基準点と重複）

② 地下水質測定計画

ア 概況調査（府域全体の地下水の水質の把握） 86地点

イ 汚染井戸周辺地区調査（概況調査等により発見された汚染範囲を確認）

ウ 定期モニタリング調査（汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視）
138地点

(3) 平成17年度の水質測定計画の作成

毎年度1回開催しており、本年度も12月に開催し、水質測定計画案について諮問する予定。

3 決議

大阪府環境審議会条例第6条第7項の規定により、本部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、決議できる事項については、運営要領において「水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について」と規定している。

大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質測定計画部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

（組織）

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。

- 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内
- 二 条例第2条第1項第3号に規定する委員 3人以内
- 三 条例第3条第1項に規定する臨時委員 3人以内
- 四 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

（会議）

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。
- 5 部会の決議は、水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。
- 6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

（必要事項）

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年 月 日から施行する。

大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質測定計画部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、<u>臨時委員</u>及び専門委員で組織する。</p> <p>一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内</p> <p>二 条例第2条第1項第3号に規定する委員 3人以内</p> <p>三 <u>条例第3条第1項に規定する臨時委員</u> 3人以内</p> <p>四 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名</p> <p>2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会は、<u>これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 <u>市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。</u></p> <p>5 部会の決議は、<u>水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p>6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。</p> <p>(必要事項)</p> <p>第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質測定計画部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 部会は、<u>条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員</u>で組織する。</p> <p>一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内</p> <p>二 条例第2条第1項第3号に規定する委員 3人以内</p> <p>三 <u>条例第2条第1項第4号に規定する委員</u> 3人以内</p> <p>四 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名</p> <p>2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 部会の会議は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。</p> <p>2 部会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 <u>第2条第2項及び第3項に掲げる者につき指名された委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。</u></p> <p>5 部会の決議は、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることが必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。</p> <p>(必要事項)</p> <p>第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>

野生生物部会の概要

1 目的

知事が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に規定されている鳥獣保護事業計画の策定・変更、鳥獣保護区の指定・変更を行おうとする場合など、その妥当性について調査審議を行う。

2 調査審議事項について

(1) 根拠法令（代表的なもののみ記載）

①鳥獣保護法第4条第3項

都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

②鳥獣保護法第14条第3項

第4条第3項、・・・の規定は（第14条）第1項の規定による（特定鳥獣に係る狩猟）期間の延長及び前項（第14条第2項）の規定による（特定鳥獣の捕獲の）禁止又は制限の解除・・・について準用する。

(2) 調査審議事項

- ① 鳥獣保護事業計画の策定、変更
- ② 特定鳥獣保護管理計画の策定、変更
- ③ 特定鳥獣に係る狩猟期間の延長（鳥獣保護法第14条第1項）
- ④ 特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の全部又は一部の解除（鳥獣保護法第14条第2項）
- ⑤ 対象狩猟鳥獣の捕獲の禁止・制限
- ⑥ 鳥獣保護区の指定・変更
- ⑦ 鳥獣保護区特別保護地区の指定・変更
- ⑧ その他野生生物に関する重要事項

(3) 平成16年度の部会開催予定

9月に特定鳥獣（シカ）保護管理計画（上記（2）③④）についての部会を開催予定。

3 決議

大阪府環境審議会条例第6条第7項の規定により、本部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。ただし、決議できる事項については、運営要領において、鳥獣保護法第14条第1項に定める期間の延長、又は同条第2項に定める禁止又は制限の解除について、と規定している。

大阪府環境審議会野生生物部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する野生生物部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

（組織）

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。

- 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 6人以内
- 二 条例第3条第1項に規定する臨時委員 若干名
- 三 条例第3条第2項に規定する専門委員 5人以内

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

（会議）

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。

5 部会の決議は、次の事項について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。

- 一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第14条第1項に定める期間の延長
- 二 同条第2項に定める禁止又は制限の解除

6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

（必要事項）

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年 月 日から施行する。

(参考)

常設部会以外の部会について

水質規制部会

- 設置日 平成16年5月12日
- 部会長 村岡浩爾 大阪産業大学教授
- 部会構成員 5名
- 審議事項
ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しに関して調査審議を行う。
- 部会の進捗状況 平成16年7月9日 第1回部会を開催

地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会

- 設置日 平成16年5月12日
- 部会長 水野稔 大阪大学大学院教授
- 部会構成員 11名
- 審議事項
地球温暖化・ヒートアイランド対策を促進するため、民間事業者等に対して、エネルギー対策や緑化対策、建物対策などを誘導し、大阪を快適で住みよい環境都市としていくための適切な制度について調査審議を行う。
- 部会の進捗状況 平成16年7月1日 第1回部会を開催